#### 議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するも のとする。

令和5年(2023年)2月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

#### 宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1中

Γ

(22) 建築物の容積	建基法第52条第10項、第11項又は	160,000
率の特例許可申請手	第14項の規定に基づく建築物の容積率	円
数料	に関する特例の許可の申請に対する審査	

を

Γ

(22) 建築物の容積	建基法第52条第6項第3号の規定に基	27,000円
率の特例認定申請手	づく建築物の容積率に関する特例の認定	
数料	の申請に対する審査	
(22)の2 建築物の	建基法第52条第10項、第11項又は	160,000
容積率の特例許可申	第14項の規定に基づく建築物の容積率	円
請手数料	に関する特例の許可の申請に対する審査	

に改め、同表第27の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」 に改め、同表第32の項の次に次のように加える。

(32)の2 高度地区 建基法第58条第2項の規定に基づく高 160,000

内における建築物の	度地区内における建築物の高さに関する	円
高さの特例許可申請	特例の許可の申請に対する審査	
手数料		

別表第1第57の項及び第59の項中「建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」 に改める。

別表第3中

共同住宅	院面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000
等	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方	30,000F
	メートル未満のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平	69,000F
	方メートル未満のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	106,000
	平方メートル未満のもの	F
	床面積の合計が10、000平方メートル以上	170,000
	25,000平方メートル未満のもの	F
	床面積の合計が25、000平方メートル以上	240,000
	50,000平方メートル未満のもの	F
	床面積の合計が50、000平方メートル以上のもの	3 7 5, 0 0 0
		F
複合住 宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000
建築部分	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方	30,000
物	メートル未満のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平	69,000
	方メートル未満のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	106,00
	平方メートル未満のもの	F
	床面積の合計が10、000平方メートル以上	170,00
	25,000平方メートル未満のもの	ļ

床面積の	合計が25,000平方メートル以上	240,	0 0 0
50,000	平方メートル未満のもの		円
床面積の合	計が50、000平方メートル以上のもの	3 7 5,	0 0 0
			円
非住非住宅部	床面積の合計が300平方メートル未満のも	12,0	0 0 円
宅部分に係る	の		
分適合証が	床面積の合計が300平方メートル以上	22,0	0 0 円
添付され	1,000平方メートル未満のもの		
ている場	床面積の合計が1,000平方メートル以上	35,0	0 0 円
合	2,000平方メートル未満のもの		
	床面積の合計が2,000平方メートル以上	104,	0 0 0
	5,000平方メートル未満のもの		円
	床面積の合計が5、000平方メートル以上	154,	0 0 0
	10,000平方メートル未満のもの		円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上	201,	0 0 0
	25,000平方メートル未満のもの		円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上	2 4 3,	0 0 0
	50,000平方メートル未満のもの		円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	357,	0 0 0
	のもの		円
非 住建 築	床面積の合計が300平方メートル未満のも	96,0	00円
宅 部物 全	Ø		
分に体の	床面積の合計が300平方メートル以上	1 2 4,	0 0 0
係るエネ	1,000平方メートル未満のもの		円
適合ルギ			
証が一の			
添付使用			
されの効			
てい率性			

いその床面積の合計が1,000平方メートル以上	163,	0 0 0
合他の2,000平方メートル未満のもの		円
性能床面積の合計が2,000平方メートル以上	271,	0 0 0
につ5,000平方メートル未満のもの		円
い 床面積の合計が5,000平方メートル以上1	3 4 7,	0 0 0
て、0,000平方メートル未満のもの		円
特別床面積の合計が10,000平方メートル以上	424,	0 0 0
な調25,000平方メートル未満のもの		円
査 又床面積の合計が25,000平方メートル以上	492,	0 0 0
は研50,000平方メートル未満のもの		円
究の床面積の合計が50,000平方メートル以上	656,	0 0 0
結 果のもの		円
に基		
づく		
計算		
方 法		
とし		
て市		
長が		
別(こ		
定め		
るも		
のに		
より		
算 出		
する		
場合	_	
その床面積の合計が300平方メートル未満のも	2 4 4,	0 0 0
他のの		円

場合床面積の合計が300平方メートル以上	3 0 7, 0 0 0
1,000平方メートル未満のもの	円
床面積の合計が1,000平方メートル以上	3 9 7, 0 0 0
2,000平方メートル未満のもの	円
床面積の合計が2,000平方メートル以上	575,000
5,000平方メートル未満のもの	円
床面積の合計が5,000平方メートル以上	703,000
10,000平方メートル未満のもの	円
床面積の合計が10,000平方メートル以上	839,000
25,000平方メートル未満のもの	円
床面積の合計が25,000平方メートル以上	953,000
50,000平方メートル未満のもの	円
床面積の合計が50,000平方メートル以上	1, 209, 000
のもの	円

を削り、

共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
等	床面積の合計が300平方メートル以上	130,000
	2,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が2、000平方メートル以上	228,000
	5,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	3 1 8, 0 0 0
	10,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が10、000平方メートル以上	6 1 7, 0 0 0
	25,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上	1, 065, 000
	50,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が50、000平方メートル以上	1, 958, 000

を

共同住宅	医誘導仕様	床面積の合計が300平方メートル	3 8	8, (	0 (	0 円
等	基準によ	未満のもの				
	り算出す	床面積の合計が300平方メートル	6 6	6, (	0 (	0 円
	る場合	以上2,000平方メートル未満のも				
		Ø				
		床面積の合計が2,000平方メート	1 2	25,	0	0 0
		ル以上5,000平方メートル未満の				円
		もの				
		床面積の合計が5,000平方メート	1 ′	78,	0	0 0
		ル以上10,000平方メートル未満				円
		のもの				
		床面積の合計が10,000平方メー	3 2	22,	0	0 0
		トル以上25,000平方メートル未				円
		満のもの				
		床面積の合計が25,000平方メー	5 2	20,	0	0 0
		トル以上50,000平方メートル未				円
		満のもの				
		床面積の合計が50,000平方メー	9	15,	0	0 0
		トル以上のもの				円
	その他の	床面積の合計が300平方メートル	7 ′	7, (	0	0 円
	場合	未満のもの				
		床面積の合計が300平方メートル	1:	30,	0	0 0
		以上2,000平方メートル未満のも				円
		Ø				
		床面積の合計が2,000平方メート	2 2	28,	0	0 0
1	1			- )	-	

ル以上5,000平方メートル未満の	円
もの	
床面積の合計が5,000平方メート	3 1 8, 0 0 0
ル以上10,000平方メートル未満	円
のもの	
床面積の合計が10,000平方メー	6 1 7, 0 0 0
トル以上25,000平方メートル未	円
満のもの	
床面積の合計が25,000平方メー	1, 065, 000
トル以上50,000平方メートル未	円
満のもの	
床面積の合計が50,000平方メー	1, 958, 000
トル以上のもの	円

に、

Г

住宅床面積の合計が	300平方メートル未満のもの	77,	0 0 0
部分			円
床面積の合言	†が300平方メートル以上	130,	0 0 0
2,000平方	メートル未満のもの		円
床面積の合計	が2,000平方メートル以上	2 2 8,	0 0 0
5,000平方	メートル未満のもの		円
床面積の合計	が5、000平方メートル以上	3 1 8,	0 0 0
10,000平	方メートル未満のもの		円
床面積の合計な	び10,000平方メートル以上	617,	0 0 0
25,000平	方メートル未満のもの		円
床面積の合計な	び25,000平方メートル以上	1, 06	5, 000
50,000平	方メートル未満のもの		円
床面積の合計が	50,000平方メートル以上のも	1, 95	8, 000

を

住 宅誘 導	仕床面積の合計が300平方メートル未満の	38,000
部分 様 基	準もの	円
によ	り 床面積の合計が300平方メートル以上	66,000
算 出	す2,000平方メートル未満のもの	円
る場合	床面積の合計が2,000平方メートル以	125,000
	上5,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が5,000平方メートル以	178,000
	上10、000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が10、000平方メートル	3 2 2, 0 0 0
	以上25,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が25,000平方メートル	5 2 0, 0 0 0
	以上50、000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が50、000平方メートル	915, 000
	以上のもの	円
その	他床面積の合計が300平方メートル未満の	77,000
の場合	もの	円
	床面積の合計が300平方メートル以上	130,000
	2,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が2,000平方メートル以	228, 000
	上5,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が5,000平方メートル以	318,000
	上10、000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が10、000平方メートル	617,000
	以上25,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が25,000平方メートル	1, 065, 000
	' '	'

以上50、000平方メートル未満のもの	円
床面積の合計が50、000平方メートル	1, 958, 000
以上のもの	円

に改め、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7の次に次のように加える。

8 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通大省令第1号。以下別表第4において「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

別表第4中

計が200平方メートル未満の	3 7	7, 0	0 (	O 円
合計が200平方メートル以上の	4 2	2, 0	0 (	0 円
合計が300平方メートル未満の	7 4	4, 0	0 (	円C
合計が300平方メートル以上	1 2	26,	0 (	0 0
) 平方メートル未満のもの				円
分計が2,000平方メートル以	2 2	22,	0 (	0 0
) 0 平方メートル未満のもの				円
計が5,000平方メートル以	3 ]	10,	0 (	0 0
) 0 0 平方メートル未満のもの				円
合計が10、000平方メートル	6 (	) 4,	0 (	0 0
000平方メートル未満のもの				円
合計が25,000平方メートル	1, 0	45,	0	0 0
000平方メートル未満のもの				円
合計が50,000平方メートル	1, 9	23,	0	0 0
				円
	合計が200平方メートル以上の合計が300平方メートル未満の合計が300平方メートル以上の平方メートル以上の平方メートル以上の平方メートル以の平方メートル未満のもの合計が5,000平方メートルよ満のもの合計が10,00平方メートル未満のもの合計が25,000平方メートル	合計が200平方メートル以上の 42 合計が300平方メートル未満の 74 合計が300平方メートル以上 12 0平方メートル未満のもの 合計が2,000平方メートル以 22 00平方メートル未満のもの 合計が5,000平方メートル以 31 000平方メートル未満のもの 合計が10,000平方メートル 60 000平方メートル未満のもの 合計が25,000平方メートル 1,000平方メートル未満のもの 合計が25,000平方メートル 1,000平方メートル 1,000平方メートル未満のもの	会計が200平方メートル以上の 42,0 会計が300平方メートル未満の 74,0 合計が300平方メートル以上 126, 0平方メートル未満のもの 合計が2,000平方メートル以 222, 00平方メートル未満のもの 合計が5,000平方メートル以 310, 000平方メートル未満のもの 合計が10,000平方メートル 604, 000平方メートル未満のもの 合計が25,000平方メートル 1,045, 000平方メートル未満のもの	合計が2,000平方メートル以 222,00 00平方メートル未満のもの 合計が5,000平方メートル以 310,00 000平方メートル未満のもの 合計が10,000平方メートル 604,00 の00平方メートル未満のもの 合計が25,000平方メートル 1,045,0 000平方メートル未満のもの 合計が50,000平方メートル 1,923,0

•			
一戸建ての住	誘導仕	床面積の合計が200平方メート	20,000円
宅	様基準	ル未満のもの	
	による	床面積の合計が200平方メート	22,000円
	場合	ル以上のもの	
	その他	床面積の合計が200平方メート	37,000円
	の場合	ル未満のもの	
		床面積の合計が200平方メート	42,000円
		ル以上のもの	
共同住宅等	全ての	床面積の合計が300平方メート	37,000円
	住戸が	ル未満のもの	
	誘導仕	床面積の合計が300平方メート	66,000円
	様基準	ル以上2,000平方メートル未	
	による	満のもの	
	場合	床面積の合計が2,000平方メ	126,000
		ートル以上5,000平方メート	円
		ル未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メ	181,000
		ートル以上10,000平方メー	円
		トル未満のもの	
		床面積の合計が10、000平方	3 2 8, 0 0 0
		メートル以上25,000平方メ	円
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が25、000平方	5 3 3, 0 0 0
		メートル以上50、000平方メ	円
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が50、000平方	940,000

	メートル以上のもの			円
その他	床面積の合計が300平方メート	7 4	1, 0	0 0 円
の場合	ル未満のもの			
	床面積の合計が300平方メート	1 2	26,	0 0 0
	ル以上2,000平方メートル未			円
	満のもの			
	床面積の合計が2,000平方メ	2 2	22,	0 0 0
	ートル以上5,000平方メート			円
	ル未満のもの			
	床面積の合計が5,000平方メ	3 1	0,	0 0 0
	ートル以上10,000平方メー			円
	トル未満のもの			
	床面積の合計が10、000平方	6 0	4,	0 0 0
	メートル以上25,000平方メ			円
	ートル未満のもの			
	床面積の合計が25、000平方	1, (	) 45,	0 0 0
	メートル以上50、000平方メ			円
	ートル未満のもの			
	床面積の合計が50、000平方	1, 9	923,	0 0 0
	メートル以上のもの			円

に、

住宅部	床面積の合計が300平方メートル未満のも	74,000円
分	の	
	床面積の合計が300平方メートル以上	1 2 6, 0 0 0
	2,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上	2 2 2, 0 0 0
	5,000平方メートル未満のもの	円

床面積の合計が5,000平方メートル以上	310	Ο,	0 0 0
10,000平方メートル未満のもの			円
床面積の合計が10,000平方メートル以上	604	4,	0 0 0
25,000平方メートル未満のもの			円
床面積の合計が25,000平方メートル以上	1, 04	5,	0 0 0
50,000平方メートル未満のもの			円
床面積の合計が50,000平方メートル以上	1, 92	3,	0 0 0
のもの			円

を

·				1					
住宅部	全て	D	床面積の合計が300平方メートル未	3	7,	0	0	0	円
分	住 戸	が	満のもの						
	誘 導	仕	床面積の合計が300平方メートル以	6	6,	0	0	0	円
	様 基	準	上2,000平方メートル未満のもの						
	によ	る	床面積の合計が2,000平方メート	1	2 6	; ,	0	0	О
	場合		ル以上5,000平方メートル未満の						円
			もの						
			床面積の合計が5,000平方メート	1	8 1	- ,	0	0	О
			ル以上10、000平方メートル未満						円
			のもの						
			床面積の合計が10、000平方メー	3	2 8	3,	0	0	О
			トル以上25,000平方メートル未						円
			満のもの						
			床面積の合計が25、000平方メー	5	3 3	3,	0	0	О
			トル以上50、000平方メートル未						円
			満のもの						
			床面積の合計が50、000平方メー	9	4 (	),	0	0	О
			トル以上のもの						円

その他	床面積の合計が300平方メートル未	74,000円
の場合	満のもの	
	床面積の合計が300平方メートル以	1 2 6, 0 0 0
	上2,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が2,000平方メート	2 2 2 , 0 0 0
	ル以上5,000平方メートル未満の	円
	もの	
	床面積の合計が5,000平方メート	3 1 0, 0 0 0
	ル以上10、000平方メートル未満	円
	のもの	
	床面積の合計が10、000平方メー	6 0 4, 0 0 0
	トル以上25,000平方メートル未	円
	満のもの	
	床面積の合計が25,000平方メー	1, 045, 000
	トル以上50、000平方メートル未	円
	満のもの	
	床面積の合計が50、000平方メー	1, 923, 000
	トル以上のもの	円

に、

Γ

全ての住戸がフロア 入力法又は仕様基準 による場合

及び

Γ

単位住戸の数が1で ある住宅部分の全て の住戸がモデル住宅 法による場合、単位 住戸の数が2以上で ある住宅部分の全て の住戸がフロア入力 法による場合又は全 ての住戸が仕様基準 による場合

を

全ての住宅がモデル 住宅法又は仕様基準 による場合

に改め、同表備考第6中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同表備考15を削り、同表備考14中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同備考を同表備考15とし、同表備考13の次に同表備考14として次のように加える。

14 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及び口(2) に規定する基準をいう。

別表第4備考第17を削り、同表備考18を同表備考17とし、同表備考19を同表備 考18とし、同表備考20を同表備考19とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の認

定を受けた低炭素建築物新築等計画(この条例の施行の日前に同法第53条第1項の申請をしているものに限る。)の変更に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の徴収については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

別表第1(第2条関係)

【別記1 参照】

備考 (略)

別表第3(第2条関係)

【別記2 参照】

備考

1~7 (略)

<u>8</u>・<u>9</u> (略)

別表第4(第2条関係)

【別記3 参照】

備考

1~5 (略)

6 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)、(3)及び(7)の部においては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。

7~13 (略)

- 14 この表において<u>「モデル住宅法」とは、</u> 基準省令<u>第1条第1項第2号イ(2)(i)</u>及び ロ(2)に規定する基準をいう。
- 15 この表において「フロア入力法」とは、 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及 びロ(2)に規定する基準をいう。

16 (略)

別表第1(第2条関係)

【別記1 参照】

備考 (略)

別表第3(第2条関係)

【別記2 参照】

備考

 $1 \sim 7$  (略)

8 この表において「誘導仕様基準」とは、 建築物エネルギー消費性能基準等を定 める省令(平成28年経済産業省令・国土 交通大省令第1号。以下別表第4において 「基準省令」という。)第10条第2号イ(2) 及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

9 • 10 (略)

別表第4(第2条関係)

【別記3 参照】

備考

1~5 (略)

6 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)、(3)及び(7)の部においては基準省令

第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (非住宅部分の全部を同号に規定する工 場等の用途に供する場合にあっては、同 号ロ(2))に規定する基準をいう。

7~13 (略)

- 14 この表において「誘導仕様基準」とは、 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に 規定する基準をいう。
- 15 この表において「モデル住宅法」とは、 基準省令<u>第1条第1項第2号イ(2)</u>及び ロ(2)に規定する基準をいう。

16 (略)

17 <u>この表において「単位住戸」とは、基</u> 準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定 する単位住戸をいう。

<u>18</u>~<u>20</u> (略)

<u>17</u>~<u>19</u> (略)

# 【別記1】

(現行)

<u>名称</u>	事務の区分	<u>金額</u>
		<u> </u>
(22) 建築物の	建基法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物	160,000円
容積率の特例	の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	
許可申請手数		
<u>料</u>		
(27) 建築物の	建基法 <u>第55条第3項各号</u> の規定に基づく建築物の高	160,000円
高さの許可申	さの許可の申請に対する審査	
請手数料		
(32) 特例容積	建基法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく特例容積率適	160,000円
率適用地区内	用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に	
における建築	対する審査	
物の高さの限		
度の特例許可		
申請手数料		
(57) 一敷地内	建基法第86条の2第1項	
認定建築物以	の規定に基づく一敷地	
外の建築物の	内認定建築物以外の <u>建</u>	
建築	築物の建築	
認定申請手	の認定の申請に対する	
数料	審査	
		*************
(59) 一敷地内	建基法第86条の2第3項	
   許可建築物以	の規定に基づく一敷地	
外の建築物の	内許可建築物以外の <u>建</u>	
建築	築物の建築	
許可申請手	の許可の申請に対する	
<del></del>	審査	

名称	事務の区分	金額
	建基法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関 する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(22)の2 建築	建基法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物 の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
	建基法 <u>第55条第3項又は第4項各号</u> の規定に基づく建築物の高 さの許可の申請に対する審査	160,000円
	建基法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく特例容積率適 用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に 対する審査	160, 000円
	建基法第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
認定建築物以 外の建築物の 新築又は増築 等認定申請手	建基法第86条の2第1項 の規定に基づく一敷地 内認定建築物以外の <u>建</u> 築物の新築又は増築等 の認定の申請に対する 審査	

(59) 一敷地内	建基法第86条の2第3項	
許可建築物以	の規定に基づく一敷地	
外の建築物の	内許可建築物以外の <u>建</u>	
新築又は増築	築物の新築又は増築等	
<u>等</u> 許可申請手	の許可の申請に対する	
数料	審査	

### 【別記2】

(現行)

<u>現仃)                                    </u>					
名称			事務の区分		金額
(1) 低炭素建	世低炭素建築	~~~~~			
築物新築等	物新築等計	性能評価書	一戸建ての	床面積の合計が200平	9, 100円
計画認定申	画の認定の	が添付され	住宅	方メートル未満のもの	
請手数料	申請に対す			床面積の合計が200平	9,600円
	る審査			方メートル以上のもの	
			共同住宅等	床面積の合計が300平	15,000円
				方メートル未満のもの	
				床面積の合計が300平	30,000円
				方メートル以上2,000	
				平方メートル未満のも	
				<u></u>	
				床面積の合計が2,000	69,000円
				平方メートル以上	
				5,000平方メートル未	
				満のもの	
				床面積の合計が5,000	106,000円
				平方メートル以上	
				10,000平方メートル未	
				満のもの	
				床面積の合計が10,000	170,000円
				平方メートル以上	
				25,000平方メートル未	
				満のもの	
				床面積の合計が25,000	240,000円
				平方メートル以上	
				50,000平方メートル未	
				満のもの	
				床面積の合計が50,000	375,000円
				平方メートル以上のも	
				<u>0</u>	
			複 合住 宅	床面積の合計が300平	15,000円
			建築 部分	方メートル未満のもの	

1	I	1
	床面積の合計が300平	30,000円
	方メートル以上2,000	
	平方メートル未満のも	
	<u>0</u>	
	床面積の合計が2,000	69,000円
	平方メートル以上	
	5,000平方メートル未	
	<u>満のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	106,000円
	平方メートル以上	
	10,000平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が10,000	170,000円
	平方メートル以上	
	25,000平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が25,000	240,000円
	平方メートル以上	
	50,000平方メートル未	
	<u>満のもの</u>	
	床面積の合計が50,000	375,000円
	平方メートル以上のも	
	<u>の</u>	
非住	非住宅部分床面積の合	12,000円
宅 竒	3に係る適合計が300平	
<u>分</u>	証が添付さ方メートル	
	れている場末満のもの	
	合床面積の合	22,000円
	計が300平	
	方メートル	
	以上1,000	
	平方メート	
	ル未満のも	
	<u>0</u>	

物

						ĺ
				床面	面積の合	35,000円
				計力	351,000	
				平力	<u>ラメート</u>	
				ル	以上	
				2,0	00平方	
				メー	-トル未	
				満の	<u> </u>	
				床面	面積の合	104,000円
				計 7	が 2,000	
				平力	ラメート	
				ル	以上	
				5,0	00平方	
				メー	ートル未	
				満の	<u> うもの</u>	
				床面	面積の合	154,000円
				計	が 5,000	
				平力	ラメート	
				ル	以上	
				10,	000平方	
				メー	-トル未	
					<u> </u>	
					面積の合	201,000円
					) <sup>3</sup> 10, 000	
					ラメート	
					以上	
					000平方	
					ートル未	
					060	
					面積の合	243,000円
					5 25, 000	
					ラメート	
					以上	
					000平方	
					ートル未	
I	I	ı	1 1	<u> </u>	1.71	

満のもの	
床面積の合	<u>357, 000</u> 円
計が50,000	
平方メート	
ル以上のも	
<u>0</u>	
非 住建 築床面積の合	<u>96, 000</u> 円
宅 部物 全計が300平	
分 に体 の方メートル	
係る エネ 未満のもの	
適合ルギ床面積の合	<u>124, 000</u> □
証 が 一 の	
されの 効方メートル	
て い率 性 な いそ の 以上1,000	
場合他の平方メート	
性能ル未満のも	
に つ いて、 <u>の</u>	
特別床面積の合な調	162 000T
0. 14.3	163, 000円
査 又計 が 1,000 は 研 平 方 メート	
究の	
結果ル以上	
に 基2,000平方	
計算	
方法満のもの	
とし床面積の合	<u>271, 000</u> 円
長 が計 が 2,000	
別に平方メート	
<u>定 め</u> る も ル 以 上	
の に5,000平方	
よりメートル未算 出	
する満のもの	
場合 床面積の合	347, 000円
計が5,000	
平方メート	

 	l I	1 1			
				ル以上	
				10,000平方	
				メートル未	
				満のもの	
				床面積の合	424,000円
				計が10,000	
				平方メート	
				ル以上	
				25,000平方	
				メートル未	
				満のもの	
				床面積の合	492,000円
				計が25,000	
				平方メート	
				ル以上	
				50,000平方	
				メートル未	
				<u>満のもの</u>	
				床面積の合	656,000円
				計が50,000	
				平方メート	
				ル以上のも	
				<u>の</u>	
			その	床面積の合	244,000円
			他の	計が300平	
			場合	方メートル	
				未満のもの	
				床面積の合	307,000円
				計が300平	
				方メートル	
				以上1,000	
				平方メート	
				ル未満のも	
				<u>の</u>	
•	. '	1 1	1		

1	1	1 1	1 1	ĺ		1
					床面積の合	397,000円
					計が1,000	
					平方メート	
					ル以上	
					2,000平方	
					メートル未	
					満のもの	
					床面積の合	575,000円
					計が2,000	
					平方メート	
					ル以上	
					5,000平方	
					メートル未	
					満のもの	
					床面積の合	703, 000円
					計 が 5,000	<u> ,</u>
					平方メート	
					ル以上	
					10,000平方	
					メートル未	
					満のもの	
					床面積の合	839,000円
					計が10,000	000, 000   1
					<u> 平方メート</u>	
					ル以上	
					25,000平方	
					<del>メートル未</del>	
					満のもの	
						052 000 III
					床面積の合	953,000円
					計が25,000 亚士ス	
					平方メート	
					<u>ル 以 上</u>	
					50,000平方	
	1				メートル未	

	満のもの	
	床面積の合	1, 209, 000円
	計が50,000	
	平方メート	
	ル以上のも	
	<u></u>	
その他の場		
合 共同住宅等	床面積の合計が300平	77,000円
	方メートル未満のもの	
	床面積の合計が300平	130,000円
	方メートル以上2,000	
	平方メートル未満のも	
	0	
	<del>-</del> 床面積の合計が2,000	228, 000円
	平方メートル以上	
	5,000平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が5,000	318,000円
	平方メートル以上	<u>510, 000  1</u>
	10,000平方メートル未	
	満のもの	C17, 000 III
	床面積の合計が10,000	617, 000円
	平方メートル以上	
	25,000平方メートル未	
	<u>満のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	1,065,000円
	平方メートル以上	
	50,000平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が50,000	1,958,000円
	平方メートル以上のも	
	<u>0</u>	
複合住宅	医床面積の合計が300平	77,000円
建築 部分	方メートル未満のもの	

物	床面積の合計が300平	130,000円
	方メートル以上2,000	100,000 1
	平方メートル未満のも	
	Ø	
	床面積の合計が2,000	228,000円
	平方メートル以上	
	5,000平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が5,000	318,000円
	平方メートル以上	
	10,000平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が10,000	617,000円
	平方メートル以上	
	25,000平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が25,000	1,065,000円
	平方メートル以上	
	50,000平方メートル未	
	<u>満のもの</u>	
	床面積の合計が50,000	1,958,000円
	平方メートル以上のも	
	<u>O</u>	

### (改正案)

	名称			金額		
(	1) 低炭素建	低炭素建築				
	築物新築等	物新築等計	性能評価書	一戸建ての	床面積の合計が200平	9, 100円
	計画認定申	画の認定の	が添付され	住宅	方メートル未満のもの	
	請手数料	申請に対す	ている場合		床面積の合計が200平	9,600円
		る審査			方メートル以上のもの	
			その他の場			
			合	~~~~		

00.000		
38, 000₽		共同住宅等 誘導仕様基
		準により算
		出する場合
	未満のもの	
<u>66, 000</u> ₽	床面積の合	
	計が300平	
	方メートル	
	以上2,000	
	平方メート	
	ル未満のも	
	<u>0</u>	
<u>125, 000</u> ₽	床面積の合	
	計が2,000 エト	
	平方メート	
	<u>ル 以 上</u>	
	5,000平方	
	メートル未	
150 000	満のもの	
<u>178, 000</u> ₽	床面積の合	
	計が 5,000	
	平方メート	
	<u>ル 以 上</u>	
	10,000平方	
	メートル未	
000 000	満のもの	
322, 000 □	床面積の合	
	計が10,000 またよ	
	平方メート	
	<u>ル 以 上</u>	
	25,000平方	
	メートル未	
520, 000円	満のもの 床面積の合	

1	<b>I</b> 1	ı ı		]	1
				計が25,000	
				平方メート	
				ル以上	
				50,000平方	
				メートル未	
				満のもの	
				床面積の合	915,000円
				計が50,000	
				平方メート	
				ル以上のも	
				<u>の</u>	
			その他の場	床面積の合	77,000円
			<u>合</u>	計が300平	
				方メートル	
				未満のもの	
				床面積の合	130,000円
				計が300平	
				方メートル	
				以上2,000	
				平方メート	
				ル未満のも	
				<u>の</u>	
				床面積の合	228,000円
				計が2,000	
				平方メート	
				ル以上	
				5,000平方	
				メートル未	
				満のもの	
				床面積の合	318,000円
				計が 5,000	
				平方メート	
				ル以上	
				10,000平方	

ı	1 1			i	1	Ì	1	
	メートル未							
	<u>満のもの</u>							
617,000円	床面積の合							
	計が10,000							
	平方メート							
	ル以上							
	25,000平方							
	メートル未							
	満のもの							
1,065,000円	床面積の合							
	計が25,000							
	平方メート							
	ル以上							
	50,000平方							
	メートル未							
	満のもの							
1,958,000円	床面積の合							
	計が50,000							
	平方メート							
	ル以上のも							
	<u>0</u>				_			
38,000円	基床面積の合	誘導仕様基	合住宅	複	核			
	章計が300平	準により算	築部分	建	5			
	<u> 方メートル</u>	出する場合		物	4			
	未満のもの							
66,000円	床面積の合							
	計が300平							
	方メートル							
	以上2,000							
	平方メート							
	ル未満のも							
	<u>Ø</u>							
125,000円	床面積の合							

I	I	1	1		<b> </b>	l I
					計が2,000	
					平方メート	
					ル以上	
					5,000平方	
					メートル未	
					満のもの	
					床面積の合	178,000円
					計が 5,000	
					平方メート	
					ル以上	
					10,000平方	
					メートル未	
					満のもの	
					床面積の合	322,000円
					計が10,000	
					平方メート	
					ル以上	
					25,000平方	
					メートル未	
					満のもの	
					床面積の合	520,000円
					計が25,000	
					平方メート	
					ル以上	
					50,000平方	
					メートル未	
					満のもの	
					床面積の合	915,000円
					計が50,000	
					平方メート	
					ル以上のも	
					<u>ග</u>	
				その他の場	床面積の合	77,000円
				<u>合</u>	計が300平	

I		l i			1
				方メートル	
				未満のもの	
				床面積の合	130,000円
				計が300平	
				方メートル	
				以上2,000	
				平方メート	
				ル未満のも	
				<u>の</u>	
				床面積の合	228,000円
				計が2,000	
				平方メート	
				ル以上	
				5,000平方	
				メートル未	
				満のもの	
				床面積の合	318,000円
				計が 5,000	
				平方メート	
				ル以上	
				10,000平方	
				メートル未	
				満のもの	
				床面積の合	617,000円
				計が10,000	
				平方メート	
				ル以上	
				25,000平方	
				メートル未	
				満のもの	
				床面積の合	1,065,000円
				計が25,000	
				平方メート	
				ル以上	

	50,000平方	
	メートル未	
	満のもの	
	床面積の合	<u>1, 958, 000</u> ₽
	計が50,000	
	平方メート	
	ル以上のも	
	<u></u>	

(現行)

名和	<u> </u>				事務(	の区分	金額
(4)	建	性能向上					
			その他の	一戸建て	の住宅	床面積の合計が200平方メートル未	37,000円
Н		定の申請				満のもの	
ル	ギ	に対する				床面積の合計が200平方メートル以	42,000円
	消	審査				<u>上のもの</u>	
費	性			共同住宅	等	床面積の合計が300平方メートル未	74,000円
能	向					満のもの	
上	計					床面積の合計が300平方メートル以	126,000円
画	認					上2,000平方メートル未満のもの	
定	申					床面積の合計が2,000平方メートル	222,000円
請	手					以上5,000平方メートル未満のもの	
数划	料					床面積の合計が5,000平方メートル	310,000円
						以上10,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル	604,000円
						以上25,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が25,000平方メートル	1,045,000円
						以上50,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が50,000平方メートル	1,923,000円
						以上のもの	
				複合建	住宅部	床面積の合計が300平方メートル未	74,000円
				築物	<u>分</u>	満のもの	
						床面積の合計が300平方メートル以	126,000円
						上2,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が2,000平方メートル	222,000円
						以上5,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が5,000平方メートル	310,000円
						以上10,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル	604,000円
						以上25,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が25,000平方メートル	1,045,000円

						以上50,0	00平方メートル未満のもの	
						床面積の	合計が50,000平方メートル	1,923,000円
						以上のも	<u>O</u>	
					×××××××			
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	****			
(7)	建	建築物省			<u> </u>			
築	物	エネ法第	その他の					
0)	エ	41条第1	場合	共同住宅	等	全ての		
ネ	ル	項の規定				住戸が		
ギ	_	に基づく				フロア		
消	費	建築物エ				入力法		
性	能	ネルギー				又は仕		
に	係	消費性能				様基準		
		基準に適				による		
		合してい				場合		
		る旨の認				*****		
		定の申請			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
<i>&gt;</i> /\(\)		に対する		複合建	住宅部	単位住		
		審査		築物	分	戸の数		
		ш —				が1であ		
						る住宅		
						部分の		
						全ての		
						住戸が		
						モデル		
						住宅法		
						による		
						場合、単		
						位住戸		
						<u></u> の数が2		
						以上で		

1	1	•	 i			1
				ある住		
				宅部分		
				の全て		
				の住戸		
				がフロ		
				ア入力		
				法によ		
				る場合		
				又は全		
				ての住		
				戸が仕		
				様 基 準		
				による		
				場合		

### (改正案)

名和	东			事務の	の区分		金額
		~~~~					
(4)	建	性能向上					
築	物	計画の認	その他の	一戸建ての住宅	誘導仕	床面積の合計が200平方メ	20,000円
エ	ネ	定の申請	場合		様 基 準	ートル未満のもの	
ル	ギ	に対する			による	床面積の合計が200平方メ	22,000円
_	消	審査			<u>場合</u>	<u>ートル以上のもの</u>	
費	性				その他	床面積の合計が200平方メ	37,000円
能	向				の場合	ートル未満のもの	
上	計					床面積の合計が200平方メ	42,000円
画	認					<u>ートル以上のもの</u>	
定	申			共同住宅等	全ての	床面積の合計が300平方メ	37,000円
請	手				住戸が	ートル未満のもの	
数制	料				誘導仕	床面積の合計が300平方メ	66,000円
					様 基 準	ートル以上2,000平方メー	
					による	トル未満のもの	
					場合		

126,000F	床面積の合計が2,000平方	
120, 000	メートル以上5,000平方メ	
	ートル未満のもの	
181, 000F	床面積の合計が5,000平方	
101,000	メートル以上10,000平方メ	
	ートル未満のもの	
328, 000F	床面積の合計が10,000平方	
	メートル以上25,000平方メ	
	ートル未満のもの	
533,000	床面積の合計が25,000平方	
	メートル以上50,000平方メ	
	ートル未満のもの	
940,000	床面積の合計が50,000平方	
<u></u>	メートル以上のもの	
74, 000F	床面積の合計が300平方メ	その他
	ートル未満のもの	の場合
126, 000F	床面積の合計が300平方メ	
	ートル以上2,000平方メー	
	トル未満のもの	
222, 000F	床面積の合計が2,000平方	
	メートル以上5,000平方メ	
	ートル未満のもの	
310,000F	床面積の合計が5,000平方	
	メートル以上10,000平方メ	
	ートル未満のもの	
604, 000F	床面積の合計が10,000平方	
	メートル以上25,000平方メ	
	ートル未満のもの	
1,045,000F	床面積の合計が25,000平方	
	メートル以上50,000平方メ	
	ートル未満のもの	
1,923,000F	床面積の合計が50,000平方	
	メートル以上のもの	

37,000円	床面積の合計が300平方メ	全 て の	住宅部	・建	複合		
	ートル未満のもの		<del>// // // // // // // // // // // // // </del>		築物		
66,000円	床面積の合計が300平方メ						
	ートル以上2,000平方メー						
	トル未満のもの						
126,000円	床面積の合計が2,000平方	場合					
	メートル以上5,000平方メ						
	ートル未満のもの						
181,000円	床面積の合計が5,000平方						
	メートル以上10,000平方メ						
	ートル未満のもの						
328,000円	床面積の合計が10,000平方						
	メートル以上25,000平方メ						
	<u>ートル未満のもの</u>						
533,000円	床面積の合計が25,000平方						
	メートル以上50,000平方メ						
	ートル未満のもの						
940,000円	床面積の合計が50,000平方						
	メートル以上のもの						
74,000円	床面積の合計が300平方メ	その他					
	ートル未満のもの	の場合					
126,000円	床面積の合計が300平方メ						
	ートル以上2,000平方メー						
	トル未満のもの						
222,000円	床面積の合計が2,000平方						
	メートル以上5,000平方メ						
	ートル未満のもの						
310,000円	床面積の合計が5,000平方						
	メートル以上10,000平方メ						
	ートル未満のもの						
604,000円	床面積の合計が10,000平方						
	メートル以上25,000平方メ						
	ートル未満のもの						
1,045,000円	床面積の合計が25,000平方						

							メートル以上50,000平方メ ートル未満のもの 床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	
					******			
			<u> </u>	<u> </u>				
(7)		建築物省						
			その他の		* k*k*	A = 0		
$\mathcal{O}$	エ	41条第1	場合	共同住宅		全ての		
ネ	ル	項の規定				住宅が		
ギ	_	に基づく				モデル		
消	費	建築物エ				住宅法		
性	能	ネルギー				又は仕		
に	係	消費性能				様 基 準		
る	認	基準に適				による		
定	申	合してい				場合		
請	手	る旨の認				××××××××××××××××××××××××××××××××××××××		
数制	斗	定の申請						
		に対する			住宅部			
		審査		築物	分	住宅が		
						モデル		
						住宅法		
						又は仕		
						様 基 準		
						による		
						<u>場合</u>		

		******		

# 【建築基準法第52条】 住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度の創設



### 現状•改正主旨

○ 機械室等に対する容積率の特例許可は、共同住宅等において高効率給湯設備等を設置する場合の活用 実績が多いが、建築審査会の同意に一定の期間を要しており、手続きの円滑化が求められている。

### 改正概要

○ 住宅及び老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について容積率緩和の手続きを合理化

建築審査会の同意を得て 特定行政庁が許可

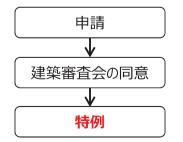
省令に定める基準に適合していれば、建築審査会の 同意なく特定行政庁が認定

【施行日:公布の日から1年以内】

<制度概要>

改正前 (法第52条第14項第1号の許可)

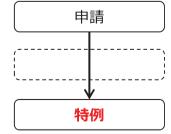
> 特定行政庁が申請の 内容を個別に審査 (裁量性大) 建築審査会の同意 が必要



### 改下後

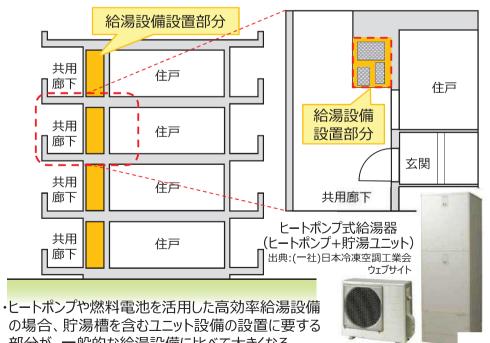
(法第52条第6項第3号の認定)

特定行政庁が、申請の 内容が省令基準に適合 するかを審査 (裁量性小)  $\overline{\phantom{a}}$ 建築審査会の同意不要



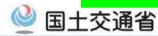
※基準を定めていないものに ついては、従前の手続

<認定の対象となる機械室等の部分> \*\* <sup>省令で規定予定</sup>



部分が、一般的な給湯設備に比べて大きくなる。

# 【建築基準法第55条、第58条】 建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る特例許可の拡充



### 現状•改正主旨

○ 屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備の設置を行う場合、建築物の高さが増加することにより、高さの制限に抵触し、改修が困難となる場合がある。

### 改正概要

○ 屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備の設置等の省エネ改修等を円滑化

【施行日:公布の日から1年以内】

現行

第一種低層住居専用地域等\*や高度地区においては、原則として、都市計画により定められた高さの制限を超えてはならない



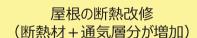
第一種低層住居専用地域等\*や高度地区における高さ制限について、屋外に面する部分の工事により高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度を創設

※ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域

**<構造上やむを得ないものの例>**※ 省令で規定予定

絶対高さ制限

省エネ設備の設置 (高効率の熱源設備等) ※絶対高さ制限の適用上は、建築面積の1/8以内 の屋上部分は建築物の高さに不算入





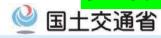
屋根の断熱化工事



屋上の省エネ設備

・外断熱改修を行う場合、屋根自体の厚さが増加 することにより、高さ制限に抵触する可能性がある。 ・新たに屋上に省エネ設備や再生可能エネルギーを設ける場合に、 高さの制限に抵触する場合がある。

### 【建築基準法第86条】 一団地の総合的設計制度等の対象行為の拡充



### 現状•改正主旨

- 特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、一団の土地の区域を一の敷地と みなして集団規定等を適用する「一団地の総合的設計制度・連担建築物設計制度」は、一又は二以上 の建築物の建築(新築、増築、改築、移転)が対象であるが、現行制度では、大規模修繕等は対象外。
- このため、無接道の敷地を含む一団の土地において、既存建築物の修繕等により省エネ性能の向上を図ろうとしても、制度を利用できない。

### 改正概要

○ 一団地の総合的設計制度・連担建築物設計制度における対象行為を拡充

建築(新築、増築、改築、移転)

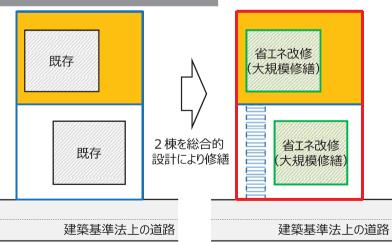
大規模の修繕・大規模の模様替(追加)

<大規模修繕等において安全 L、防火 L 又は衛生 L 支障がない例>

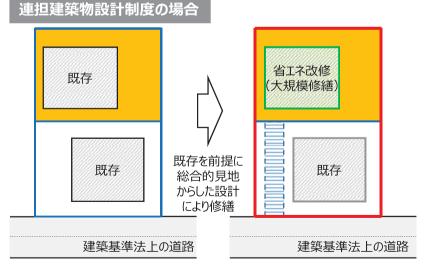


【施行日:公布の日から1年以内】

### ー団地の総合的設計制度の場合



・道路より奥側の建築物を含む複数の建築物を改修する際、一団 地の総合的設計の認定を受けることができれば、省エネ改修が可能。



・道路側の既存建築物を前提として、道路より奥側の建築物を改修する際、連担建築物の認定を受けることができれば、省エネ改修が可能。

# 住宅の誘導基準の水準の仕様基準(誘導仕様基準)の新設について

- 建築物省工ネ法に基づく誘導基準、低炭素建築物・長期優良住宅の認定基準について、ZEH・ZEB基準の水準の省工ネ性能に引上げること\*、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省工ネ性能の確保を目指すことを受け、特に着工件数の多い住宅について、省工ネ計算によらずZEH水準の省工ネ性能(誘導基準等)の適合確認が可能となる仕様基準(誘導仕様基準)を設定する。
- 誘導仕様基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令 第1号)において新たに位置付け、具体の基準は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する 誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準」(国土交通大臣告示)を新設して定める。
  - ※ 建築物省エネ法に基づく誘導基準、低炭素建築物認定基準に関する省令・告示は令和4年8月16日公布、10月1日より施行。

#### ■住宅の評価方法

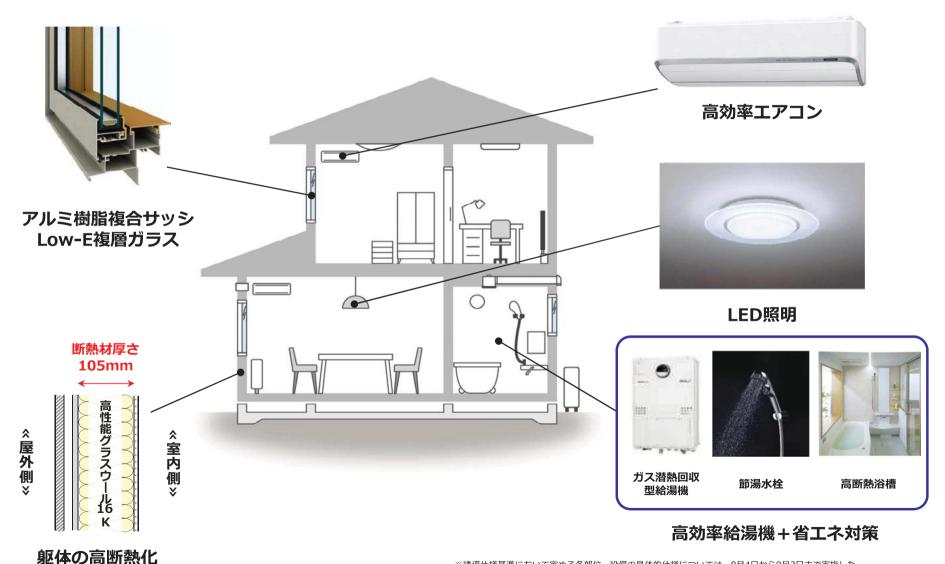
		標準計算		簡素な評価方法				
基	基準の水準	(戸建住宅・共同住宅)	モデル住宅法 (戸建住宅)	フロア入力法 (共同住宅)	仕様ルート (戸建住宅・共同住宅)			
(	6地域の場合)	パソコン等を 用いて行う 精緻に性能を評価	手計算で行う 簡易な性能評価	フロアごとに単純化 した住戸モデルで 計算する簡易な性能 評価	住戸の各部位・設備の 仕様から基準への適否 を判断			
省エネ基準	外皮 : U <sub>A</sub> ≦0.87 一次エネ : BEI≦1.0	0	0	0	0			
ZEH水準 (誘導基準)	外皮 : U <sub>A</sub> ≦0.60 一次エネ : BEI≦0.8 <sup>※</sup>	0	×	×	x⇒o			

※再エネによる削減量を含まない

新設

(2022.11~)

# 誘導仕様基準のイメージ(6地域)



※誘導仕様基準において定める各部位、設備の具体的仕様については、8月4日から9月3日まで実施した、 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集(別紙2)を参照